

22 国際第1059号

関税割当公表第41号

平成23年度上期のとうもろこし（単体飼料用（丸粒）以外）の
関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づき、とうもろこし（関税定率法（明治43年法律第54号）第13条第1項の規定の適用を受けるもの及び関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第3条に規定するところにより飼料用に供するものを除く。以下同じ。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、平成23年度の本関税割当制度は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成23年法律第 号）の成立及び施行をもって有効となります。

平成23年3月11日

農 林 水 産 省

記

第1 用途別の割当数量及び通関期限

1 用 途

(1) コーンスターチ用

ア 糖 化 用

イ 一 般 用

ウ 新規用途用

(2) エチルアルコール及び蒸留酒用

(3) コーンフレーク用

(4) コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用

(5) その他用

2 割当数量 別途公表

3 通関期限 平成23年9月30日

第2 関税割当申請書受付及び関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第3 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間 平成23年4月1日（金）から同年4月11日（月）まで

ただし、エチルアルコール及び蒸留酒用については、国税庁長官が発給するエチルアルコール又は蒸留酒用とうもろこし関税割当申請限度内示書（以下「内示書」という。）の交付日から7日以内（なお、本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び返却された関税割当証明書に未使用部分が生じている場合には、それらの数量についても、関税割当申請の対象となる。）。

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第4 関税割当申請者の資格

1 コーンスターチ用については、コーンスターチ製造業者であって、次の各号に掲げる要件のすべてを備える者

(1) 関税割当申請書を提出する日において、コーンスターチ（一般用の用途に使用されるものについては、水分13.5パーセント以下、蛋白質の含有量0.35パーセント以下のものに限る。）の製造設備を有する者

(2) コーンスターチの製造数量が確実に把握できると認められる者

(3) コーンスターチの販売計画等からみて、コーンスターチを糖化用、一般用及び新規用途用に使用又は販売することが確実に認められる者

2 エチルアルコール及び蒸留酒用については、国税庁長官が発給する内示書の交付を受けた者

3 コーンフレーク用については、関税割当申請書を提出する日においてコーンフレークを製造する設備を有する者であって、皮と胚芽を取り去ったとうもろこしの殻粒を使用するコーンフレーク製造業者

4 コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用については、次の各号に掲げる要件のすべてを備える者

(1) 関税割当申請書を提出する日においてコーングリッツ、コーンミール又はコーンフラワーの製造設備を有する者

(2) とうもろこしを使用して、コーングリッツ、コーンミール又はコーンフラワーを製造する者であって、製品をコーンスターチ用に使用又は販売することのない者

5 その他用については、次に掲げる者（輸入商社を除く。）

(1) 粒飼用

粉碎その他の加工をしておらず、他の物品を加えていないとうもろこしを輸入し、家禽以外の鳥類の飼料用に供するために販売する飼料販売業者又はこれらの者を構成員とする団体であって、生産局長が適当と認める者

(2) 菓子用

関税割当申請書を提出する日において、とうもろこしを菓子用として製造する設備を有する者であって、割当てを受けたとうもろこしを菓子用の原料として使用することが確実と認められる者

第5 関税割当申請書に添付すべき書類等

1 関税割当申請書に添付すべき書類（個別）

(1) コーンスターチ用については、糖化用、一般用及び新規用途用の用途別に次に掲げる書類を添付すること。ただし、平成22年度下期における割当実績を有する者であって、その後エの書類の内容に変更のないものは、エの書類の添付を必要としない。

ア 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間における上期、
下期別のとうもろこしの使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販
売先別販売実績数量及び使用実績数量を記載した書類（別記様式1及
び2）

イ 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間における上期、
下期別の原料入手状況を記載した書類（別記様式3）

ウ 平成23年4月1日から平成23年9月30日までの期間におけるとう
もろこしの使用計画数量並びに製品の販売計画数量及び使用計画数
量を記載した書類（別記様式4及び5）

エ 下記の書類又は資料

(ア) 工場名及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図（縮尺：千分の一）

(ウ) 製造機械配置図（縮尺：百分の一）

(エ) 工場工程見取図

(オ) コーンスターチ製造機械一覧表（別記様式6）

(カ) 会社の登記事項証明書（個人の場合にあっては住民票）

(2) エチルアルコール及び蒸留酒用については、国税庁長官が発給する
内示書

(3) コーンフレーク用については、次の書類を添付すること。

ただし、平成22年度下期における割当実績を有する者であって、その
後エの書類の内容に変更のないものは、エの書類の添付を必要としない。

ア 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間における上期、
下期別のとうもろこしの使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販
売先別販売実績数量を記載した書類（別記様式1及び2）

イ 平成22年10月1日から平成23年3月31日までの期間における原料
入手状況を記載した書類（別記様式3）

ウ 平成23年4月1日から平成23年9月30日までの期間におけるとうもろこしの使用計画数量及び製品の販売計画数量を記載した書類（別記様式4及び5）

エ 下記の書類又は資料

- (ア) 工場名及びその所在地を記載した書類
- (イ) 工場配置図（縮尺：千分の一）
- (ウ) 製造機械配置図（縮尺：百分の一）
- (エ) 工場工程見取図
- (オ) 主要機械の機能別表（別記様式10）
- (カ) 会社の登記事項証明書（個人にあつては、住民票）

(4) コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、平成22年度下期における割当実績を有する者であつて、その後エの書類の内容に変更のないものは、エの書類の添付を必要としない。

ア 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間における上期、下期別のとうもろこしの使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量を記載した書類（別記様式1及び2）

イ 平成22年10月1日から平成23年3月31日までの期間における原料入手状況を記載した書類（別記様式3）

ウ 平成23年4月1日から平成23年9月30日までの期間におけるとうもろこしの使用計画数量及び製品の販売計画数量を記載した書類（別記様式4及び5）

エ 下記の書類又は資料

- (ア) 工場名及びその所在地を記載した書類
- (イ) 工場配置図（縮尺：千分の一）
- (ウ) 製造機械配置図（縮尺：百分の一）

- (エ) 工場工程見取図
 - (オ) 主要機械の機能別表、製品の用途別収量、粗脂肪含有量別生産収率（別記様式7、8及び9）
 - (カ) 会社の登記事項証明書（個人にあつては、住民票）
- (5) その他用については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、平成22年度下期における割当実績を有する者であつて、その後エ又はオの書類の内容に変更のないものは、エ又はオの書類の添付を必要としない。

ア 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間における上期、下期別のとうもろこしの使用（粒飼用にあつては、販売。以下同じ。）実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量を記載した書類（別記様式1及び2）

イ 平成22年10月1日から平成23年3月31日までの期間における原料入手状況を記載した書類（別記様式3）

ウ 平成23年4月1日から平成23年9月30日までの期間におけるとうもろこしの使用計画数量及び製品の販売計画数量を記載した書類（別記様式4及び5）

エ 法人の登記事項証明書（個人にあつては、住民票）

オ 下記の書類又は資料（菓子用のみ）

- (ア) 工場名及びその所在地を記載した書類
- (イ) 工場配置図（縮尺：千分の一）
- (ウ) 製品名
- (エ) 工場工程見取図
- (オ) 製造機械配置図（縮尺：百分の一）
- (カ) 主要機械の機能別表（別記様式10）

2 関税割当申請書に添付すべき書類（共通）

第1の用途に従って割当てを受けたとうもろこしを当該割当てを受けた用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しない旨の誓約書（申請者が団体にあっては、その構成員の誓約書を含む。）

第6 割当基準

1 コーンスターチ用については、糖化用、一般用及び新規用途別に、とうもろこしの使用（又は製品販売）実績数量、使用（又は製造販売）計画数量等を勘案して割り当てる。

なお、関税割当てに係るとうもろこし以外の輸入とうもろこし（加工したものを含む。）及び輸入こうりゃん等を原料としてでん粉を製造した者には割当てをしないことがある。

2 エチルアルコール及び蒸留酒用については、国税庁長官が発給する内示書の関税割当申請限度の範囲内で申請のあった数量を割り当てるものとする。

3 コーンフレーク用については、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用実績数量及び平成23年4月1日から平成23年9月30日までの期間における使用計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

4 コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用については、
(1) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用（又は製品販売）実績数量
(2) 関税割当申請書を提出する日における製造能力
(3) 平成23年4月1日から平成23年9月30日までの期間における使用（又は製造販売）計画数量等を勘案して割り当てる。

5 その他用については、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間におけるとうもろこしの使用（又は販売）実績数量及び平成23年4月1日から平成23年9月30日までの期間における使用（又は販売）計画数量等

を勘案して割り当てるものとする。

第7 関税割当証明書の発給

関税割当証明書の発給は、申請者がとうもろこしの関税割当てに関して法令等に違反した場合、報告をしない場合又は虚偽の申告若しくは報告をした場合には行わないものとする。

第8 報告等

- 1 コーンスターチ用とうもろこしの割当てを受けた者は、生産局長の定めるところにより、とうもろこしの輸入計画書、とうもろこしの輸入計画変更（実績）報告書、とうもろこしの使用実績、製品の用途先別販売実績及び自家使用実績等を生産局長に報告するものとする。
- 2 コーンフレーク用、コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用並びにその他用のうちのその他菓子用に使用されるととうもろこしの割当てを受けた者は、農林水産省総合食料局長（以下「総合食料局長」という。）の定めるところにより、とうもろこしの使用実績及び製品の生産・販売（消費）実績等を総合食料局長に報告するものとする。

第9 内示書の交付申請

エチルアルコール及び蒸留酒用の内示書の交付申請については、酒税法及び酒類行政関係事務マニュアルの制定について（事務運営指針）（平成21年6月26日付課酒1-22ほか5課共同）別冊第8章第6節の1 関税暫定措置法関係事務の定めるところにより、国税庁長官に行うものとする。

第10 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載方法等については、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号（平成18年7月31日付け18国際第488号により一部改正））による。

- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。
(とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和40年農林省令第13号)第3条第2項)
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を超過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。(とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和40年農林省令第13号)第5条)
- 5 コーンスターチ用とうもろこしに係る、関税割当制度に関する政令(昭和36年政令第153号)別表で定める数量(以下「関税割当政令数量」という。)と第1の2の割当数量(別途公表)との差(本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び平成23年7月31日までに返却された関税割当証明書に未使用部分が生じている場合には、それを加えた数量)の割当てについては別途公表(第2次公表)する。
- 6 コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用とうもろこしに係る関税割当政令数量と第1の2の割当数量(別途公表)との差(本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び平成23年6月30日までに返却された関税割当証明書に未使用部分が生じている場合には、それを加えた数量)の割当てについては別途公表(第2次公表)する。
- 7 コーンフレーク用及びその他用とうもろこしについて、本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び平成23年6月30日までに返却された関税割当証明書に未使用部分が生じている場合の割当てについては別途公表(第2次公表)する。
- 8 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第11 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名(名称)及び

住所を、農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。